

# 市税収入の確保について

# 1 市税収入の現状, 点検

京都市の税収構造

○市税のあらし, 市税収入の内訳

個人市民税, 法人市民税, 固定資産税の3税目で約85%

○市税収入の推移

○市民一人当たりの税収から見る本市の特徴(他都市比較)

# 2 税収確保に向けた取組

(1) 課税自主権の活用

○新税の創設, 法定税における超過課税

(2) 市税の軽減措置の見直し

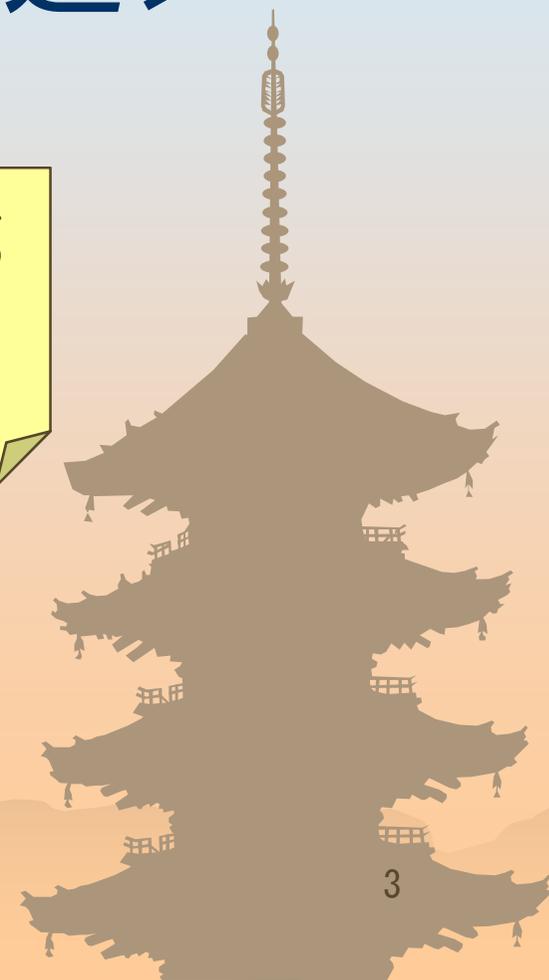
(3) 市税徴収率の向上に向けた取組

# 3 今後の市税収入のあり方

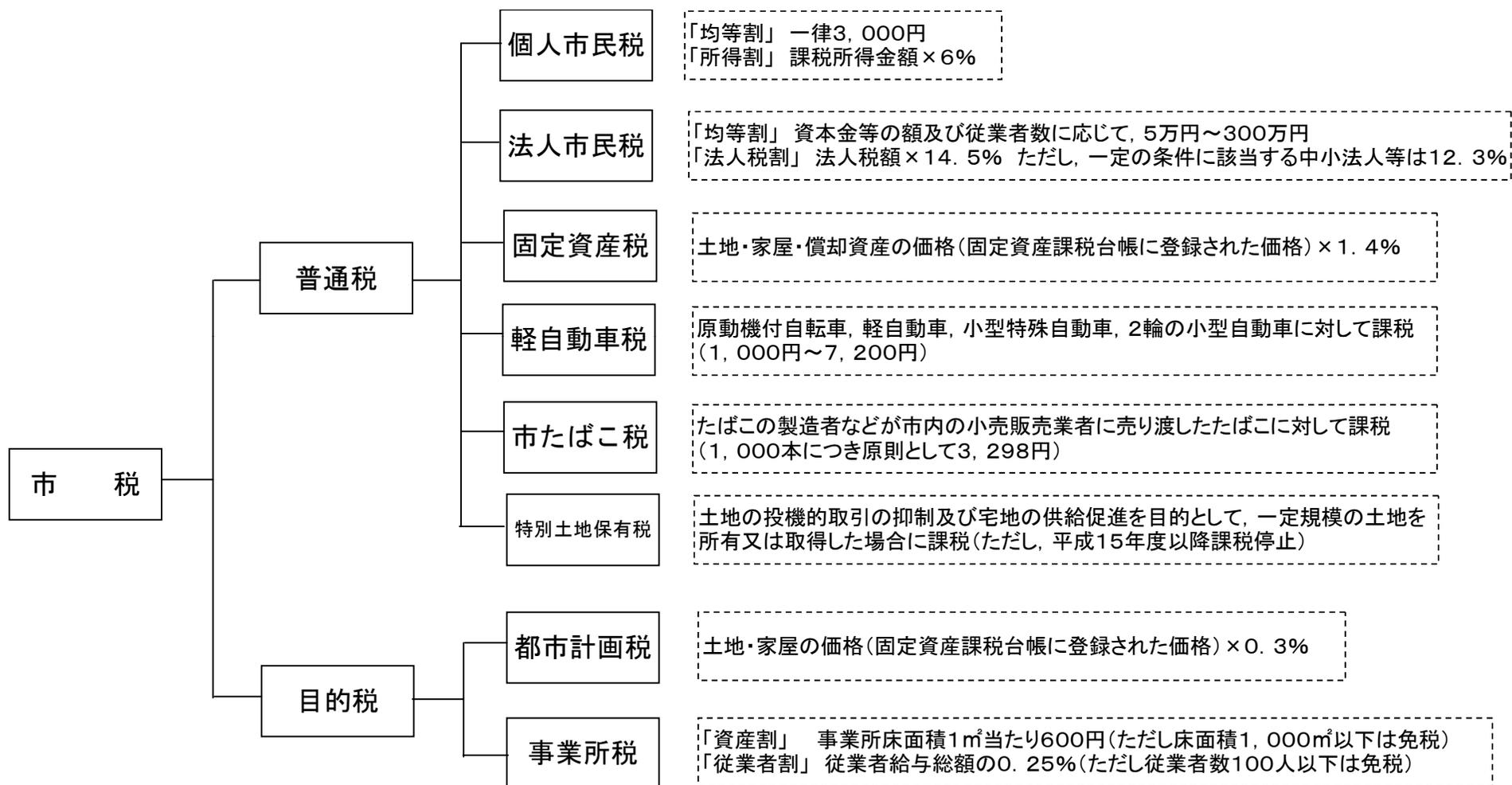
税収確保に向けた取組で求められるものは

# 1 市税収入の現状, 点検 ＜京都市の税収構造＞

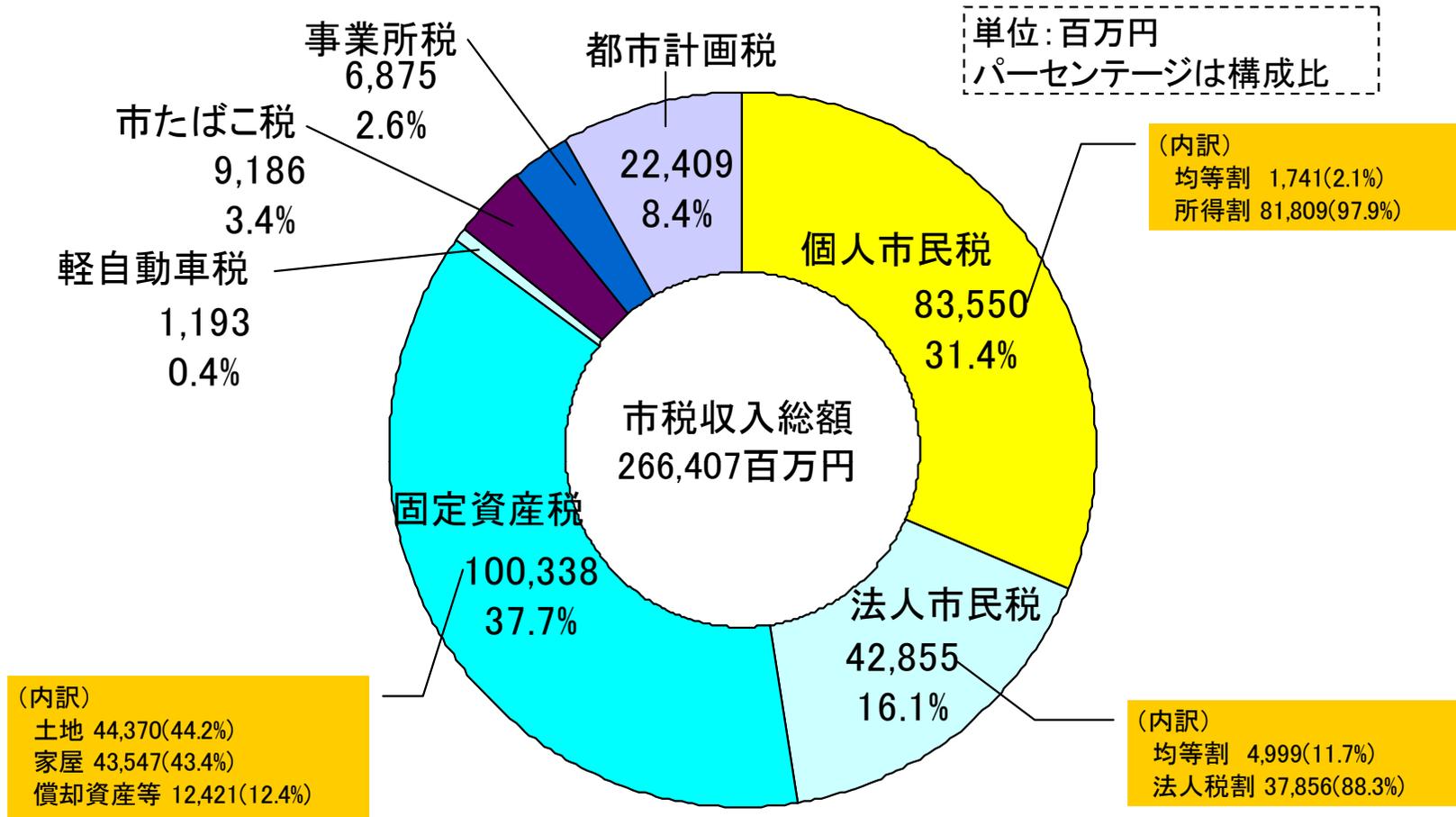
市民一人当たりの税収からみる  
京都市の特徴



# (1) 市税のあらまし



# 市税収入の内訳(平成20年度決算)



市税収入のうち、個人市民税、法人市民税、固定資産税で全体の85%を占め、市税の基幹税目となっている。

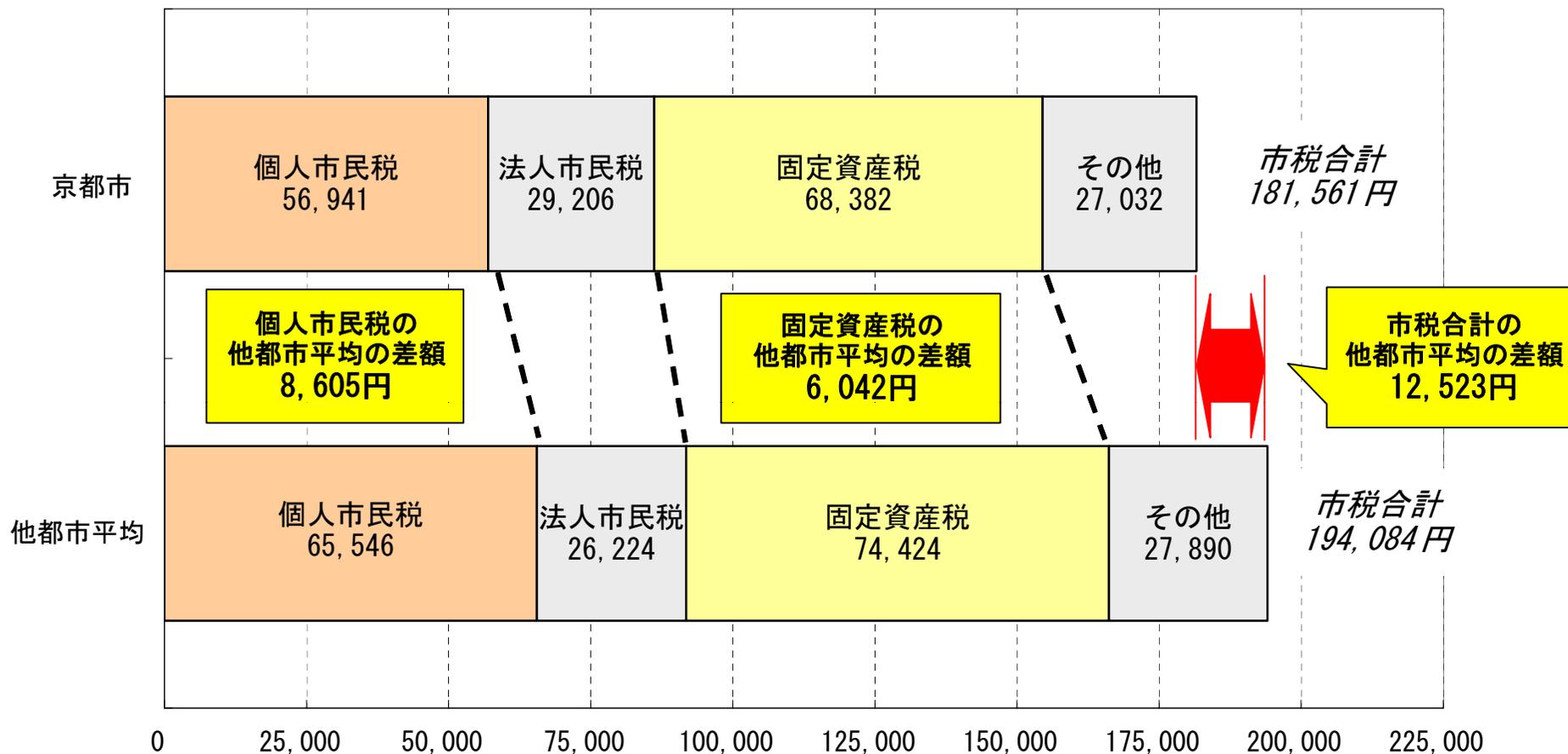
## (2) 市民一人当たりの税収

- 本市の市民一人当たりの税収は、指定都市平均を12,523円下回っている。
- 特に、個人市民税及び固定資産税の市民一人当たりの税収に大きな差があり、本市の税収が少ない要因となっている。

個人市民税 ⇒ 指定都市平均から8,605円少ない

固定資産税 ⇒ 指定都市平均から6,042円少ない

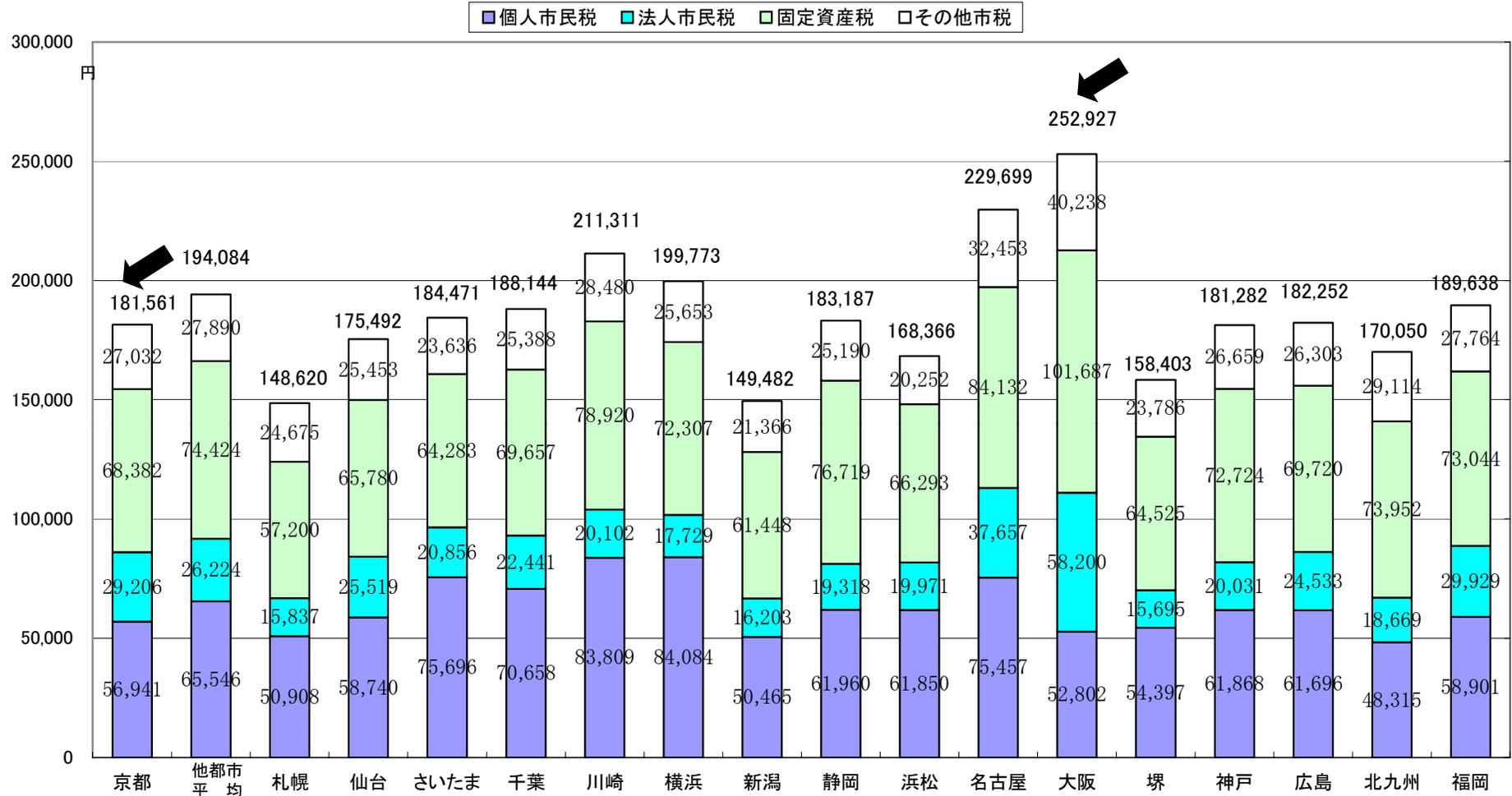
## 市民一人当たり市税収入（平成20年度決算）



京都市の市民一人当たり市税収入は、他の指定都市に比べ、12,523円少ない。  
 京都市の人口は約147万人なので、市税収入総額では、約180億円の減収となる。

円

## 政令指定都市の市民一人当たりの市税収入(平成20年度)



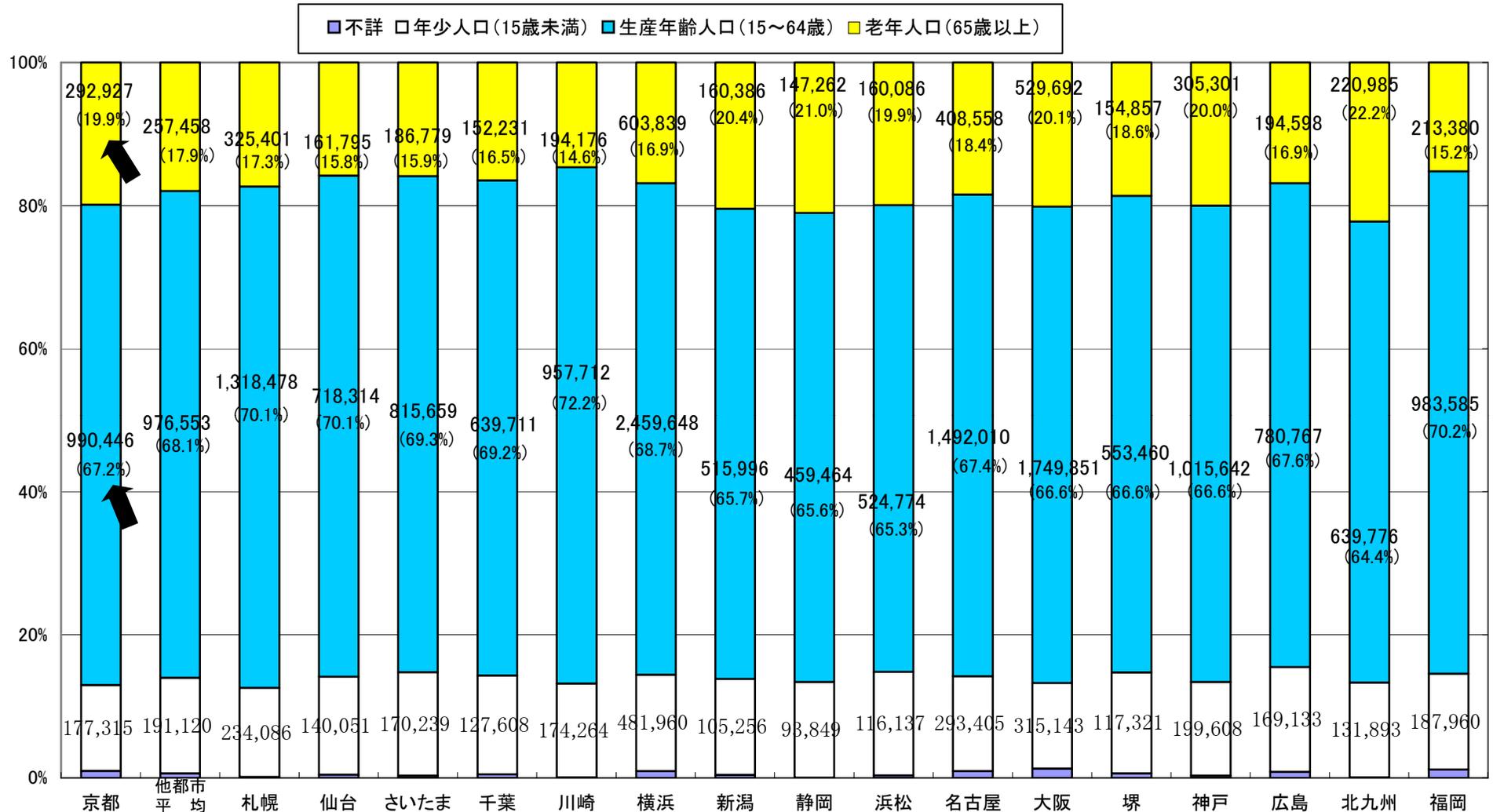
京都市の市民一人当たり市税収入は、指定都市平均を下回っており、一番多い大阪市とは、市民一人当たりで約71,000円もの差がある。

### (3) 税収が少ない主な要因【個人市民税】

- 本市は、他の政令指定都市と比較して、高齢化率、生活保護率が高い。
- 一方で、人口に占める所得割の納税義務者数の割合が低く、また、所得階層別にみると、低所得者の納税義務者の比率が大きい。

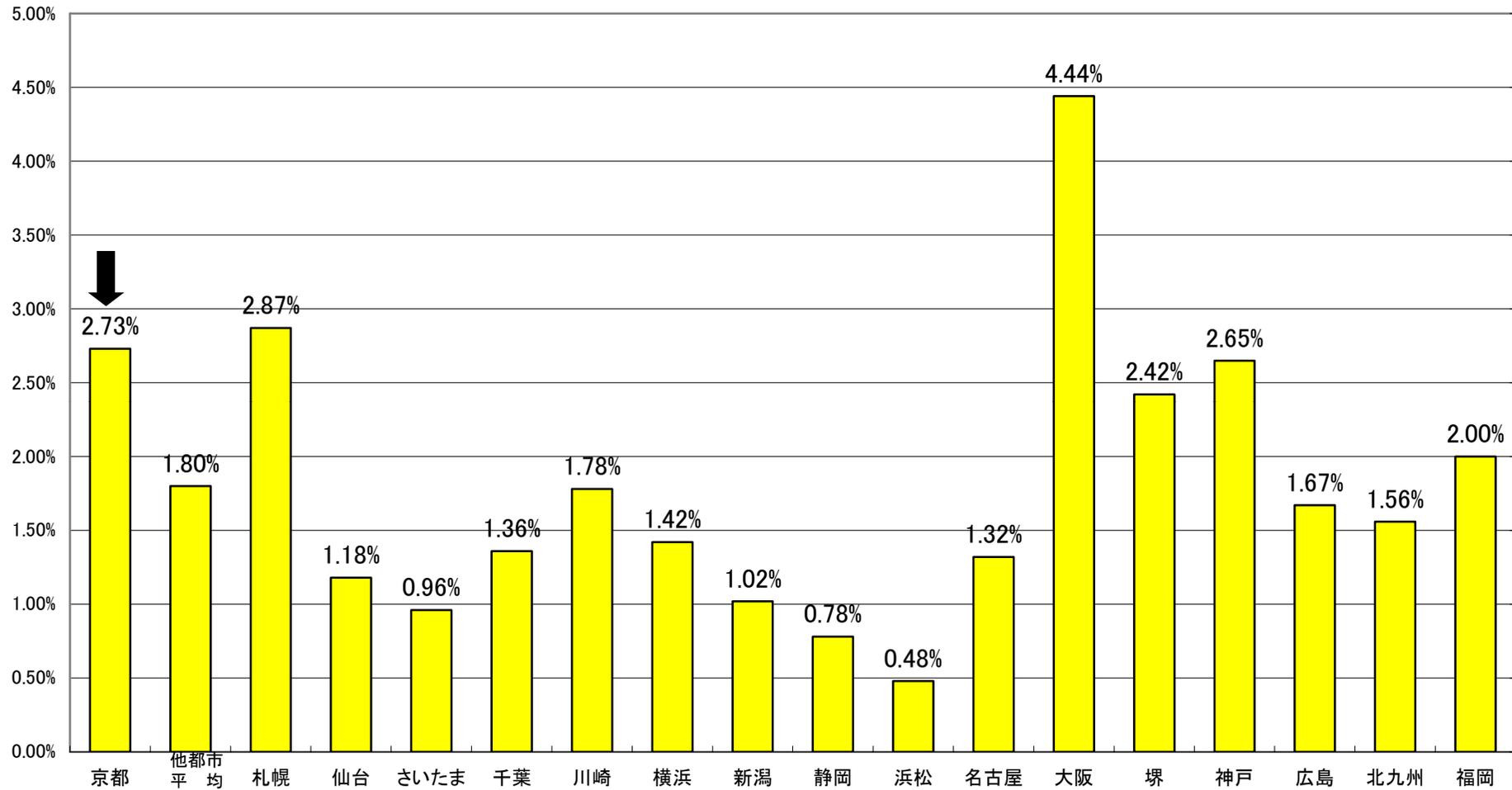
⇒ 課税対象や課税額が他都市と比較しても低く、本市の個人市民税の税収が伸び悩む要因となっている。

## 政令指定都市の年齢別人口構成比(平成17年度国勢調査)



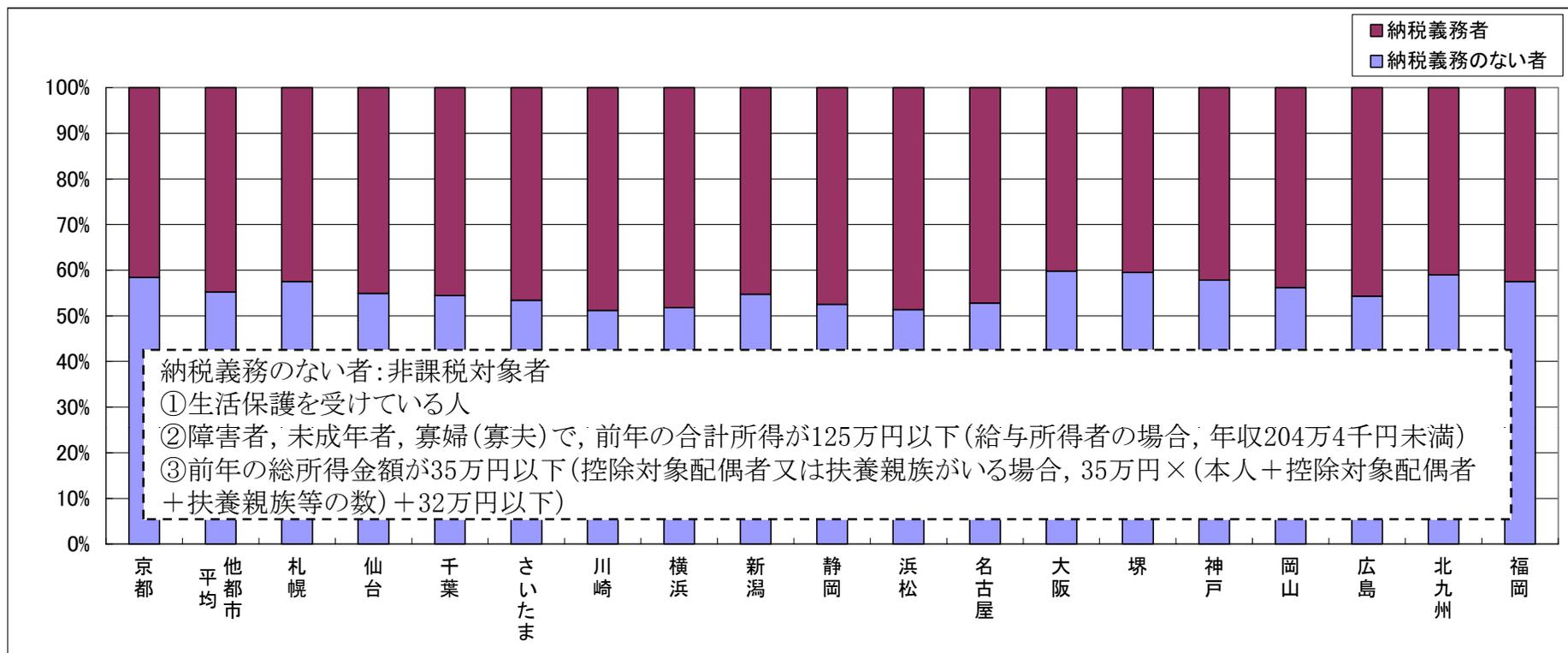
京都市の生産年齢人口(15歳~64歳)の割合(67.2%)は、指定都市平均(68.1%)を下回っており、老年人口(65歳以上)の割合(19.9%)は、指定都市平均(17.9%)を上回っている。

## 政令指定都市の生活保護率(平成20年度平均)



京都市は、指定都市中、生活保護率が3番目に高い。

## 人口に占める個人市民税(所得割)課税納税義務者数の割合(平成21年7月現在)

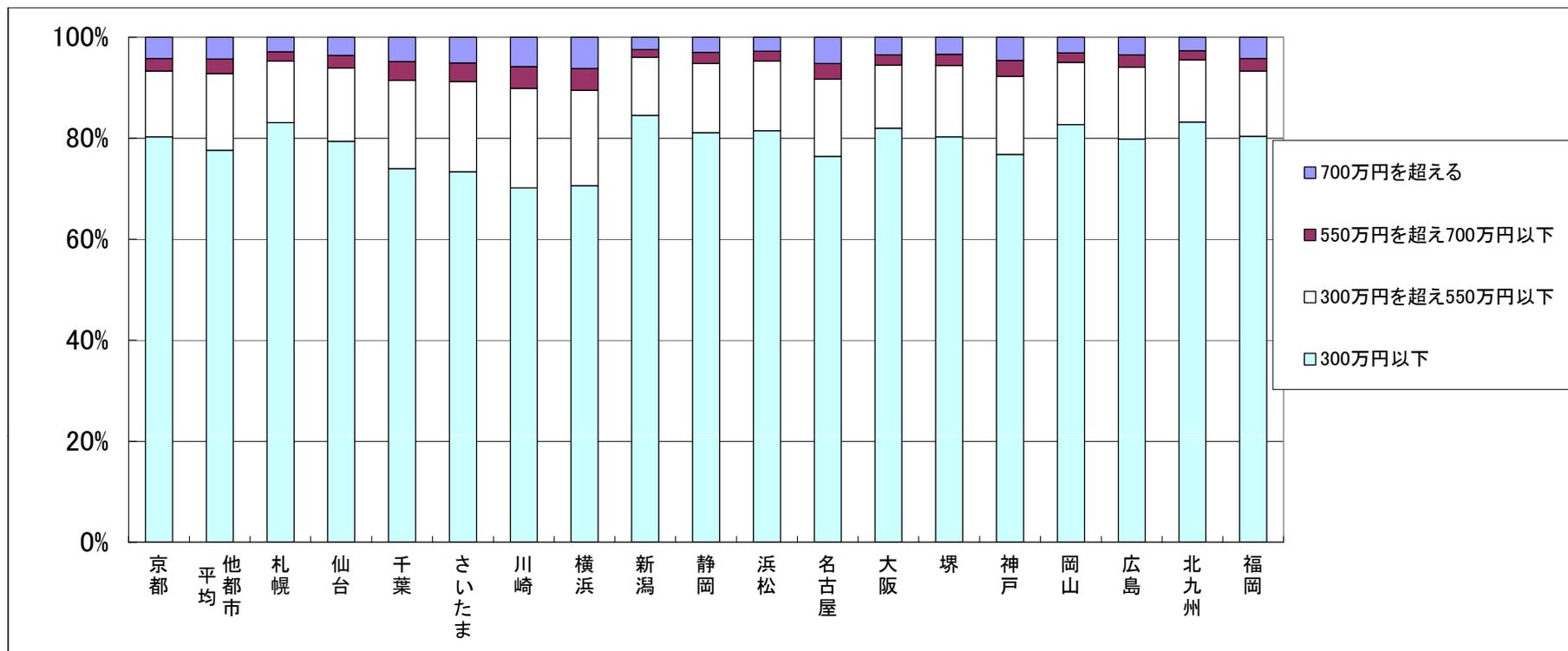


(単位: %)

|          | 京都   | 他都市平均 | 札幌   | 仙台   | 千葉   | さいたま | 川崎   | 横浜   | 新潟   | 静岡   | 浜松   | 名古屋  | 大阪   | 堺    | 神戸   | 岡山   | 広島   | 北九州  | 福岡   |
|----------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 納税義務者    | 41.6 | 44.8  | 42.5 | 45.1 | 45.6 | 46.6 | 48.8 | 48.2 | 45.3 | 47.5 | 48.6 | 47.2 | 40.2 | 40.5 | 42.2 | 43.8 | 45.7 | 41.0 | 42.5 |
| 納税義務のない者 | 58.4 | 55.2  | 57.5 | 54.9 | 54.4 | 53.4 | 51.2 | 51.8 | 54.7 | 52.5 | 51.4 | 52.8 | 59.8 | 59.5 | 57.8 | 56.2 | 54.3 | 59.0 | 57.5 |

京都市の人口に占める個人市民税(所得割)納税義務者数の割合(41.6%)は, 指定都市平均(44.8%)より低い。

## 個人市民税(所得割)課税標準階層別納税義務者数の割合(平成21年7月現在)



(単位：%)

|                 | 京都          | 他都市平均       | 札幌   | 仙台   | 千葉   | さいたま | 川崎   | 横浜   | 新潟   | 静岡   | 浜松   | 名古屋  | 大阪   | 堺    | 神戸   | 岡山   | 広島   | 北九州  | 福岡   |
|-----------------|-------------|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 700万円を超える       | 4.2         | 4.3         | 2.9  | 3.6  | 4.8  | 5.1  | 5.8  | 6.2  | 2.4  | 3.0  | 2.8  | 5.2  | 3.5  | 3.4  | 4.6  | 3.1  | 3.5  | 2.7  | 4.2  |
| 550万円を超え700万円以下 | 2.5         | 2.9         | 1.8  | 2.5  | 3.7  | 3.7  | 4.3  | 4.3  | 1.6  | 2.2  | 1.9  | 3.1  | 2.0  | 2.2  | 3.1  | 1.9  | 2.4  | 1.8  | 2.5  |
| 300万円を超え550万円以下 | 13.0        | 15.2        | 12.2 | 14.5 | 17.5 | 17.8 | 19.7 | 18.9 | 11.5 | 13.7 | 13.8 | 15.3 | 12.5 | 14.1 | 15.5 | 12.3 | 14.3 | 12.3 | 12.9 |
| 300万円以下         | <b>80.3</b> | <b>77.6</b> | 83.1 | 79.4 | 74.0 | 73.4 | 70.2 | 70.6 | 84.5 | 81.1 | 81.5 | 76.4 | 82.0 | 80.3 | 76.8 | 82.7 | 79.8 | 83.2 | 80.4 |

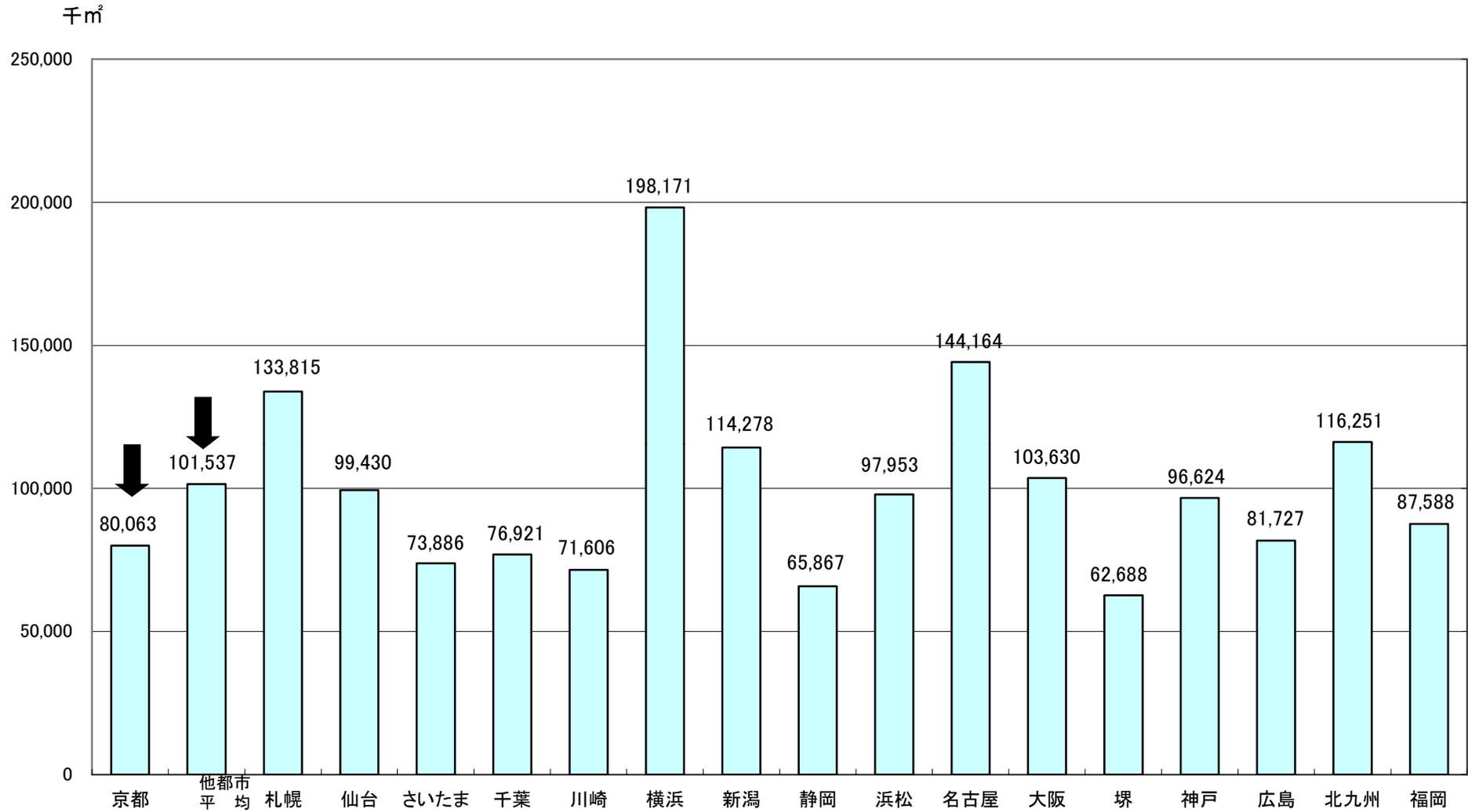
京都市の個人市民税(所得割)納税義務者のうち、300万円以下の課税標準(課税所得)の占める割合(80.3%)は、指定都市平均(77.6%)よりも高い。

## (4) 税収が少ない主な要因【固定資産税】

### <土地>

- 本市は、他の政令指定都市と比較して、課税対象となる評価地積のうち、評価額の高い宅地が少ない。
  - ⇒ 土地評価額が低く、固定資産税の税収が少ない要因となっている。

# 政令指定都市の宅地面積(平成20年度)



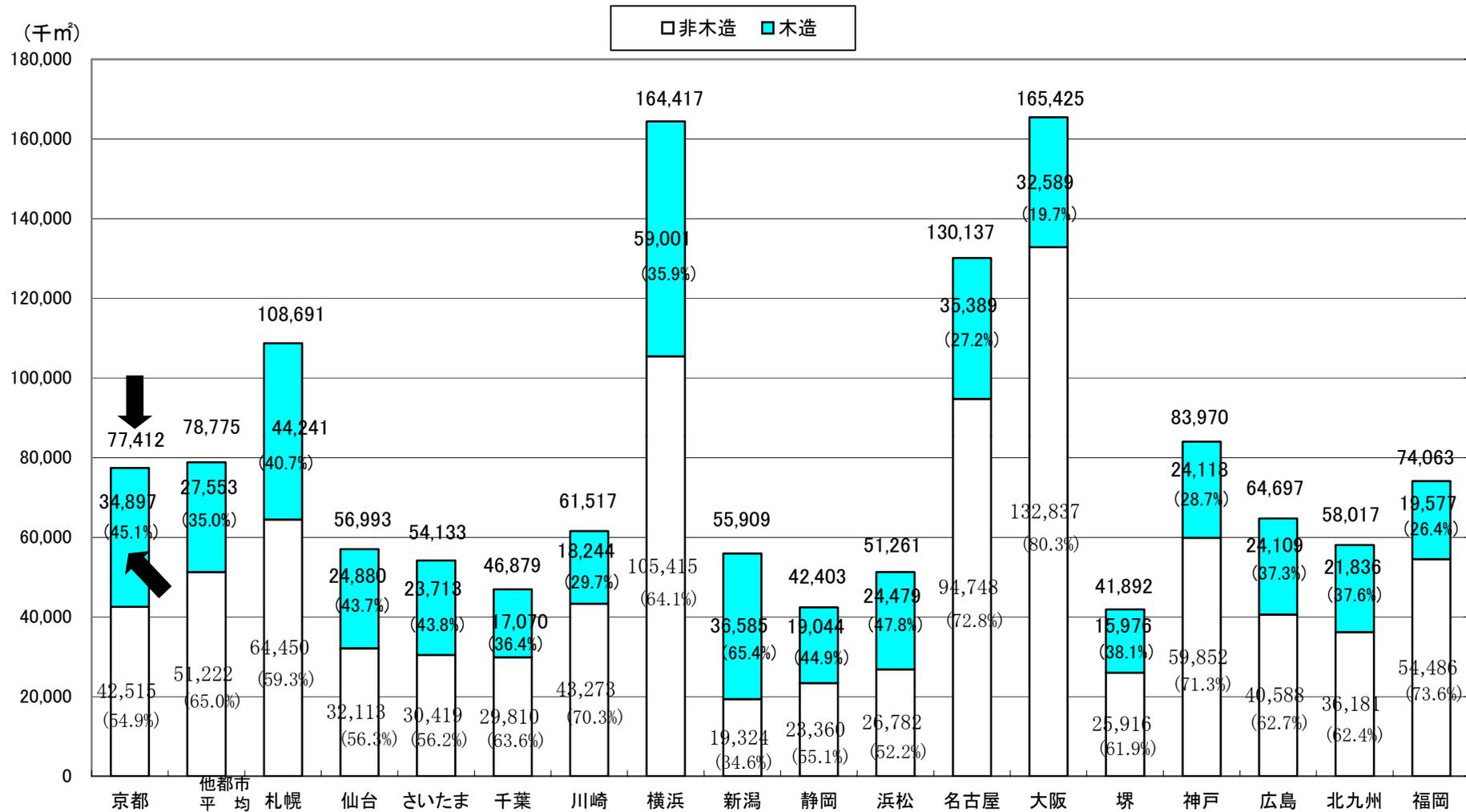
京都市の宅地面積 (80 k㎡) は、指定都市平均 (102km<sup>2</sup>) を下回っている。

## <家 屋>

- 本市は、他の政令指定都市と比較して、木造家屋の占める割合が高い。
- 更に、本市は、評価床面積においても、他の政令指定都市と比較して、建築年次の古い木造家屋の占める割合が最も高い。

⇒ 家屋評価額が低く、固定資産税の税収が少ない要因となっている。

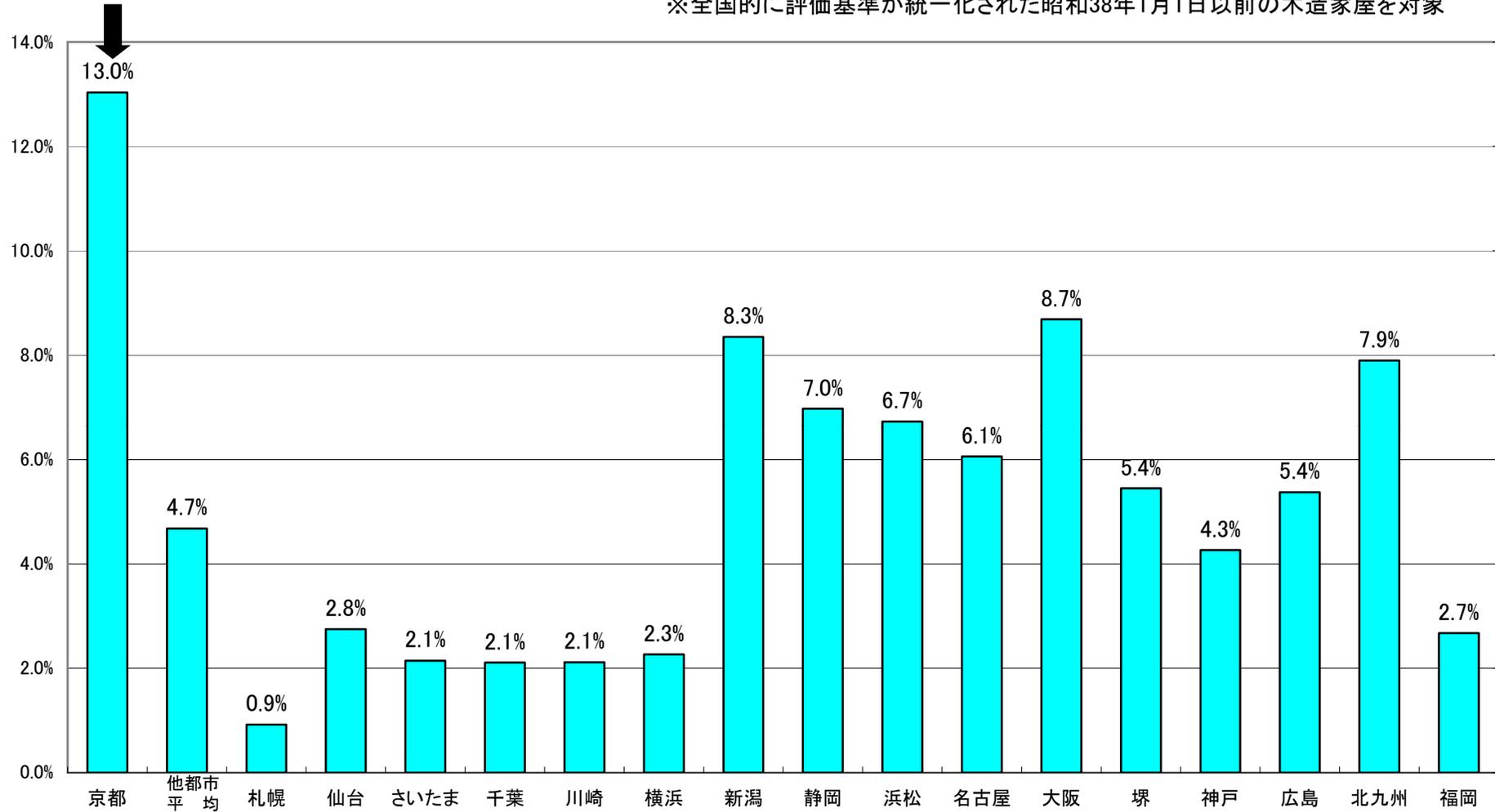
## 政令指定都市の家屋評価床面積(平成20年度)



京都市の総家屋評価床面積 (77km<sup>2</sup>) は、指定都市平均 (79km<sup>2</sup>) を下回っているが、木造家屋評価床面積 (35km<sup>2</sup>、構成比45.1%) は、指定都市平均 (28km<sup>2</sup>、構成比35.0%) を上回っている。

## 建築年次の古い木造家屋※の占める割合

※全国的に評価基準が統一化された昭和38年1月1日以前の木造家屋を対象



京都市は建築年次の古い木造家屋が多く、昭和38年1月1日以前に建築された木造家屋の床面積の割合（13.0%）は指定都市中で最も高い（指定都市平均4.7%）。

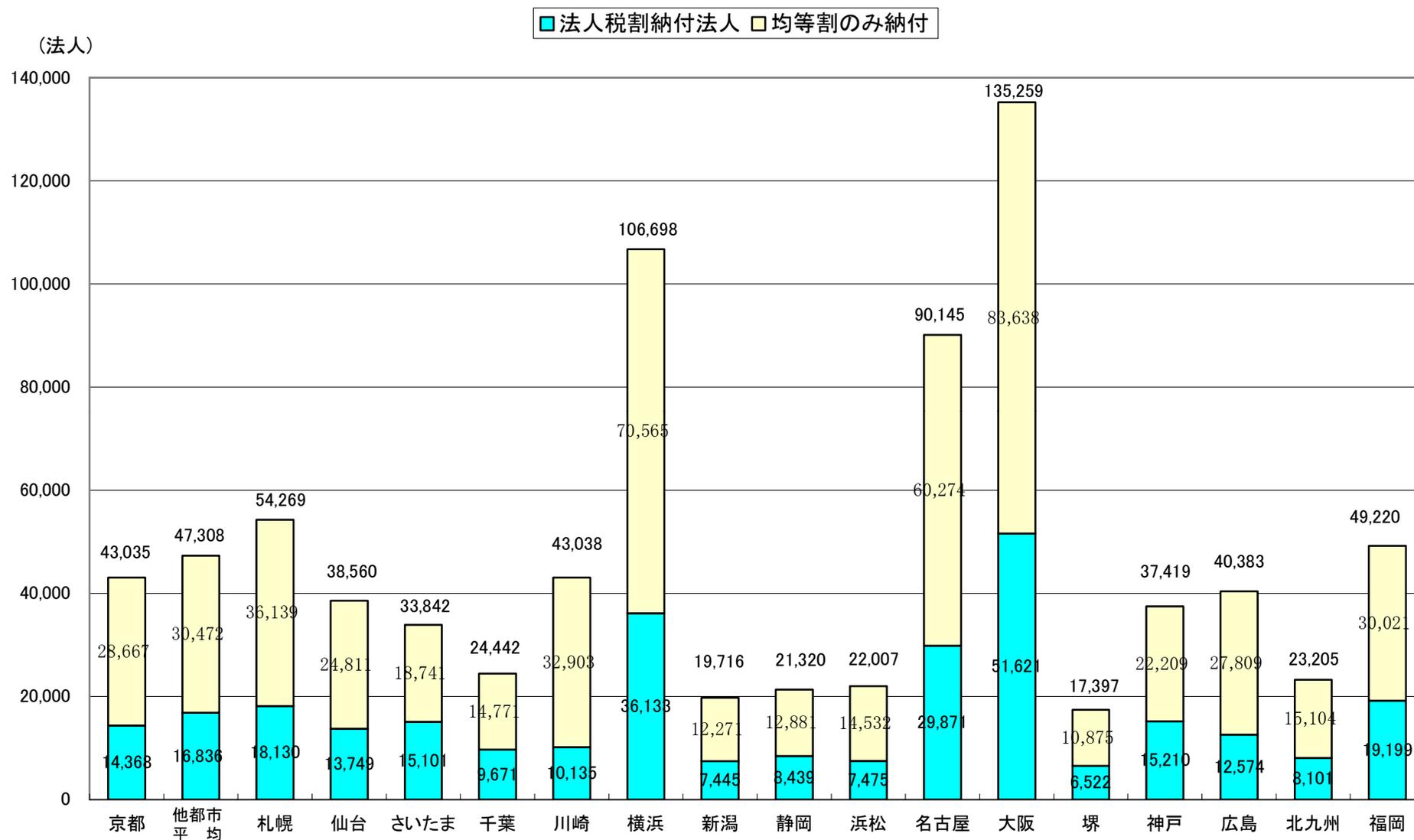
## (5) その他(法人市民税について)

- 本市の法人市民税について、市民一人当たりの税収は、指定都市平均よりも2,982円上回っている。
- しかしながら、本市においては、法人市民税の納付額上位法人の税収に占める割合が高い。

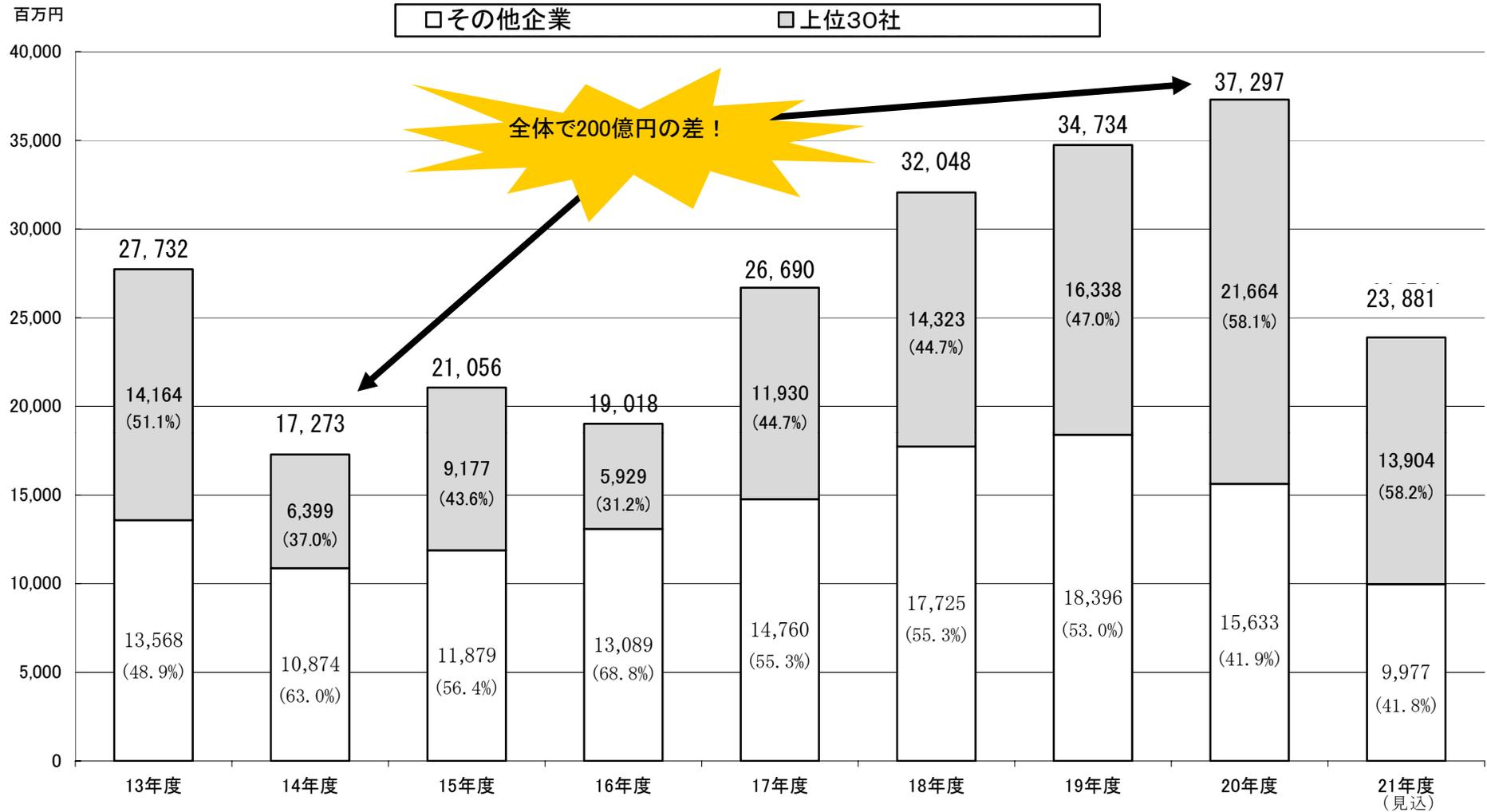
※ 上位30社は法人市民税を納付している全法人数(約4万3千社)の0.07%しか占めてないが、納付額は全体の約6割(平成20年度決算)を占めている。

⇒ 税収自体が大企業の業績に左右され、安定しない傾向にある。

# 法人市民税納税義務者数(平成21年7月時点)



## 法人市民税 上位30社・その他企業別の推移 (法人税割現年度調定額)



本市においては、上位法人30社の全体に占める割合が高いことから、税収自体が大企業の業績に左右され、安定しない傾向にある（平成14年度と20年度を比較すると約200億円の差！）。

# 税収確保に向けた取組

- (1) 課税自主権の活用
- (2) 市税の軽減措置の見直し
- (3) 市税徴収率の向上

## (1) 課税自主権の活用

- 地方自治体が自らの判断と責任において課税自主権を活用することは、それを契機に住民の受益と負担の対応関係がより明確となり、住民の地方自治への関心や参加意識の高揚が期待されることから、地方分権に資する重要な意義を有する。
- 本市においては、課税自主権の活用における取組として、①新税の創設及び②法定税に係る超過課税について検討を進めていく。

# ① 新税の創設

## <現 状>

- 地方自治体は、地方税法に規定のある地方税のほか、条例により新税を制定することができる。しかし、新税の創設については、大きな税源が既に国税・地方税の課税対象になっているため、新たな税源を見出すことには限界がある。
- 新税を導入している市区町村は約1800団体中12団体であり、本市において想定できない核燃料税や産業廃棄物税などを除くと、税収規模は最大でも数億円で、主として、財源確保の観点よりも、政策誘導の手段として活用している。

## <今後の方向性>

- 新税の創設を検討するに当たっては、新たな負担を求めるに見合うメリットがあることを具体的に示していくとともに、「新税によって何がしたいのか」「他の方法ではできないのか」を十分に検証する必要がある。
- 今後の方向性としては、政策推進の観点から新税の創設を検討していく。また、その時々々の経済状況など新税の創設時期についても十分に配慮していく。

## 【全国の市町村における新税の導入状況(平成22年3月現在)】

| 税 目             |           | 課税団体                        | ⑳決算額  |
|-----------------|-----------|-----------------------------|-------|
| 法定外普通税<br>(7団体) | 砂利採取税等    | 城陽市(京都), 中井町(神奈川), 山北町(神奈川) | 30百万円 |
|                 | 別荘等所有税    | 熱海市(静岡)                     | 6億円   |
|                 | 歴史と文化の環境税 | 太宰府市(福岡)                    | 70百万円 |
|                 | 使用済核燃料税   | 薩摩川内市(鹿児島)                  | 3億円   |
|                 | 狭小住戸集合住宅税 | 豊島区(東京)                     | 4億円   |
| 法定外目的税<br>(5団体) | 遊漁税       | 富士河口湖町(山梨)                  | 10百万円 |
|                 | 環境未来税     | 北九州市(福岡)                    | 12億円  |
|                 | 使用済核燃料税   | 柏崎市(新潟)                     | 6億円   |
|                 | 環境協力税     | 伊是名村(沖縄), 伊平屋村(沖縄)          | 6百万円  |

## ② 法定税に係る超過課税

### <現 状>

- 地方税法においては、地方団体が課税する場合による通常よるべき税率（標準税率）を定めている。
- ただし、財政上その他の必要があると認める場合においては、標準税率を超える税率（超過税率）で課税（超過課税）することが認められている。

### 【超過課税が認められている税目】

| 税 目   |       | 標準税率           | 制限税率<br>(超過税率の上限) |
|-------|-------|----------------|-------------------|
| 市町村民税 | 個人均等割 | 3,000円         | なし                |
|       | 個人所得割 | (課税所得金額) × 6%  | なし                |
|       | 法人均等割 | 5万円～300万円      | 1.2倍              |
|       | 法人税割  | (法人税額) × 12.3% | 14.7%             |
| 固定資産税 |       | (価格) × 1.4%    | なし                |
| 軽自動車税 |       | 1,000～7,200円   | 1.2倍              |

## 【全国の市町村における超過課税の実施状況(平成22年4月現在)】

| 税 目   |       | 実施団体数         |
|-------|-------|---------------|
| 市町村民税 | 個人均等割 | 3(横浜, 宮崎, 夕張) |
|       | 個人所得割 | 2(夕張, 豊岡)     |
|       | 法人均等割 | 411           |
|       | 法人税割  | 1,024         |
| 固定資産税 |       | 164           |
| 軽自動車税 |       | 34            |

(注)なお, 県レベルにおいては, 30県が森林整備等を目的とした県民税均等割の超過課税を実施

## 【本市における超過課税(現行)の概要】

|     |   |
|-----|---|
| 税 目 | 法人市民税(法人税割)   |
| 税 率 | 14.5%(超過税率2.2%)   |
| 対 象 | 資本金等の額が3億円超又は法人税額が1,600万円超の法人                                       |
| 期 間 | 平成18年4月1日から平成23年3月31日までに終了する各事業年度分に適用<br>※ 昭和51年の導入以降, 5年ごとに適用期限を延長 |
| 増収額 | 18年度:48億円 19年度:50億円 20年度:54億円 21年度:35億円(見込)                         |

## (2) 市税の軽減措置の見直し

- 市税の軽減措置は、法律による非課税や課税標準の特例といった全国一律の軽減措置に加えて、自治体の判断により、課税免除や減免による軽減措置によって、公益性や担税力等の見地から、税負担の公平の原則の例外として講じているものである。
- これまで、公益法人等に係る法人市民税、新築住宅に係る都市計画税、診療用家屋に係る固定資産税等の軽減措置を廃止するなど、約11億円(廃止による単年度の増収額の合計)の増収効果を上げている。
- 個人市民税や固定資産税等において実施している下記の軽減措置のうち、制度創設後、社会経済情勢の変化等に伴い、公平性や合理性を欠くこととなったものについては、当該軽減措置の見直しを検討する必要がある。

※本市における軽減措置の状況(平成20年度)

| 税目    | 件数      | 軽減税額        | 主な軽減措置の対象                           |
|-------|---------|-------------|-------------------------------------|
| 個人市民税 | 80,219  | 571,979千円   | 失業者、被災者等のほか、【別表】のとおり                |
| 固定資産税 | 52,114  | 540,634千円   | 公共用の集会所、児童公園、公衆浴場<br>生活扶助を受けた者、被災者等 |
| 都市計画税 | 49,962  | 105,104千円   |                                     |
| 事業所税  | 209     | 124,510千円   | 国際会議場、倉庫業法に規定する倉庫等                  |
| 軽自動車税 | 6,487   | 34,734千円    | 障害者が所有又は使用するもの<br>学校・社会福祉施設で使用するもの等 |
| 合計    | 188,991 | 1,376,961千円 |                                     |

(注)上記の軽減措置は、法律による非課税等とは別に、担税力や公益上の観点から講じているもの

## 【別 表】

|   | 減免対象                              | 減免割合                                   | 対象者数           | ㊿減免額            | 検討対象となる主な理由   |
|---|-----------------------------------|--|----------------|-----------------|---|
| 1 | 所得割の納税義務がない者                      | 均等割税額の全部(3千円)                          | 約3万3千人         | 約99百万円          | 均等割が非課税となる所得水準を所得割よりも低く設定している地方税法の趣旨を損なう特異な制度であること。             |
| 2 | 65歳以上の者(総所得金額等の合計額が135万円以下の者(注1)) | 税額の10分の5相当額                            | 約3万6千人<br>(注2) | 約382百万円<br>(注2) | 世代間の負担の公平性の観点から、地方税法において65歳以上の者に対する非課税措置等が廃止(平成18年度分から)されていること。 |
| 3 | 少額所得者(総所得金額等の合計額が40万円以下の者(注1))    | 均等割額:<br>10分の5相当額<br>所得割額:<br>10分の3相当額 | 約7千人           | 約14百万円          | 減免創設後、地方税法において生活保護基準を勘案した非課税制度が創設され、存在意義を失っていること。               |

(注)1 扶養親族又は控除対象配偶者数に応じて加算額有り

2 対象者数及び減免額には、障害者、寡婦等を含む。

3 上表1及び2については、他の指定都市において同様の軽減措置がない。ただし、3については、本市以外に4市有り

### (3) 市税徴収率の向上

- 負担の公平性の確保と一層の収入確保のため、市税の徴収率の向上に積極的に取り組んでいく必要がある。
- 「京都市滞納市税等特別対策本部」※による進行管理の下、区役所・支所と行財政局が一体となり、債権を中心とした差押えの推進や公売の促進など組織的に滞納整理の取組を強化し、「京都未来まちづくりプラン」に掲げる目標（平成23年度：97.4%）の達成を目指していく。

※平成7年8月設置（現本部設置期間：平成16年6月から平成24年5月）

市税徴収率の推移(平成6年度～平成21年度) ※平成21年度は見込数値

